

吉川市子ども・子育て支援事業計画(案)
(平成27年度から平成31年度)

平成27年3月

吉川市

目 次

第1章 子ども・子育て支援計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
3 子ども・子育てに関する課題	
第3章 計画の基本理念	22
第4章 施策の展開	24
1 教育・保育提供区域	
2 幼児期の学校教育・保育	
3 地域子ども・子育て支援事業	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保内容	
5 産後・育児休業後における特定教育・保育施設等のスムーズな利用	
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する埼玉県との連携	
7 職業生活と家庭生活の両立	
8 その他の子ども・子育て支援に関する取組	
第5章 計画の推進	46
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	



第1章 子ども・子育て支援計画の概要



1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。本市においても、このような問題に対し、吉川市次世代育成支援対策地域行動計画を中心として、保育サービスや放課後児童健全育成事業その他次世代育成支援対策に関する支援について、さまざまな事業を展開してきましたが、いまだ少子化には歯止めがかからず、子育てに関する支援については更なる充実が求められています。

こうした中、国は、平成24年（2012年）に、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法を成立させました。この「子ども・子育て関連3法」¹に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が、質の高い幼児期の教育の提供や待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年度から本格スタートします。

本市では「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来都市像に第5次総合振興計画のもと、まちづくりを進めています。特に、子育て支援については、「未来を育む児童福祉の推進」を重点施策として、行政・家庭・地域が一体となった子育て支援や児童の健全育成などの子育てをしやすいまちづくりに向けた施策を推進しています。

子ども・子育て支援法第2条には、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」とあります。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、「子育て」が、孤立感と負担感を感じる「^{こそだて}弧育て」にならないように、そして、子育て支援の質・量を高め、安心して仕事と子育ての両立が図れるようにするため、この度の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施に関し定めるとともに、平成26年度に終了年度を迎える吉川市次世代育成支援地域行動計画につい

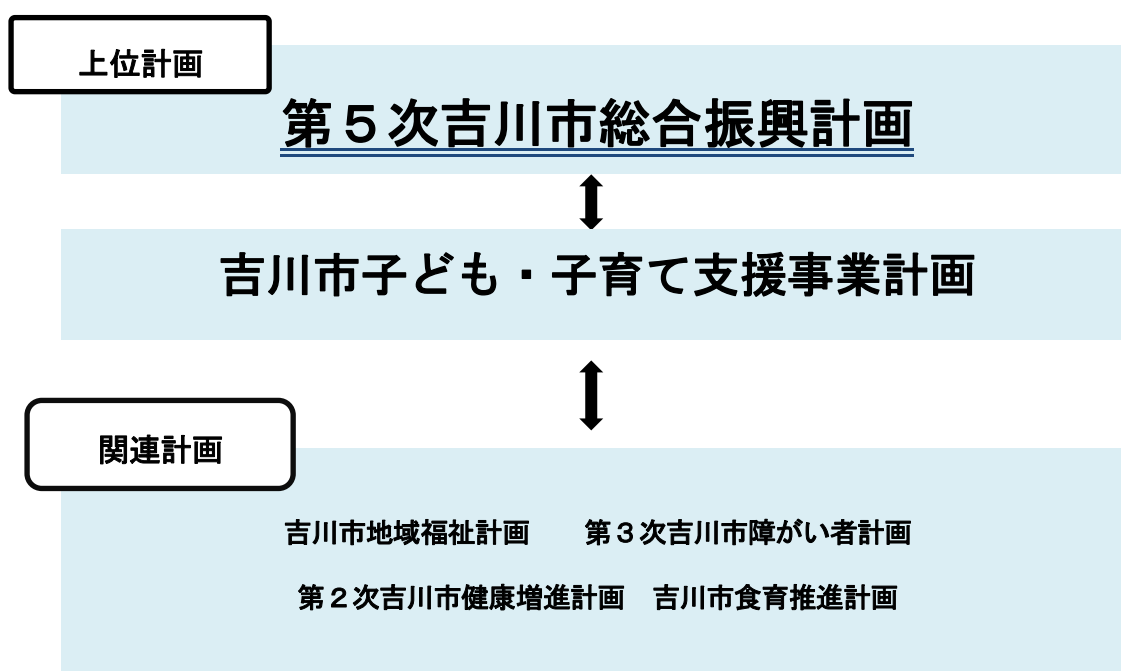
*1 子ども・子育て関連3法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

でも、法に基づき設定された地域における子育て支援事業(12事業)²を中心とした成果を引き継ぎ、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定される計画であるとともに、吉川市における最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」(平成24年3月)の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を具体的実現する計画として位置づけます。また、吉川市地域福祉計画等の諸計画との整合を図ります。



子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

² 地域における子育て支援事業(12事業): ①通常保育事業、②特定保育事業、③延長保育事業
④夜間保育事業、⑤トワイライトステイ事業、⑥休日保育事業、⑦病児・病後児保育事業
⑧放課後児童健全育成事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪ショートステイ事業
⑫ファミリー・サポート・センター事業

3 計画の対象

計画の対象は、妊娠中及び産後から乳幼児期・学童期を経て青少年に至るまでの、概ね18歳までの児童及びその家庭とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。
ただし、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

計 画	平成22～	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	平成26年度					
第5次吉川市総合振興計画 (前期：平成24年度から平成28年度) (後期：平成29年度から平成33年度)						
吉川市次世代育成支援対策地域行動計画 (後期：平成22年度から平成26年度)						
吉川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度から平成31年度)						



第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口と出生の現状

(1) 総人口の推移

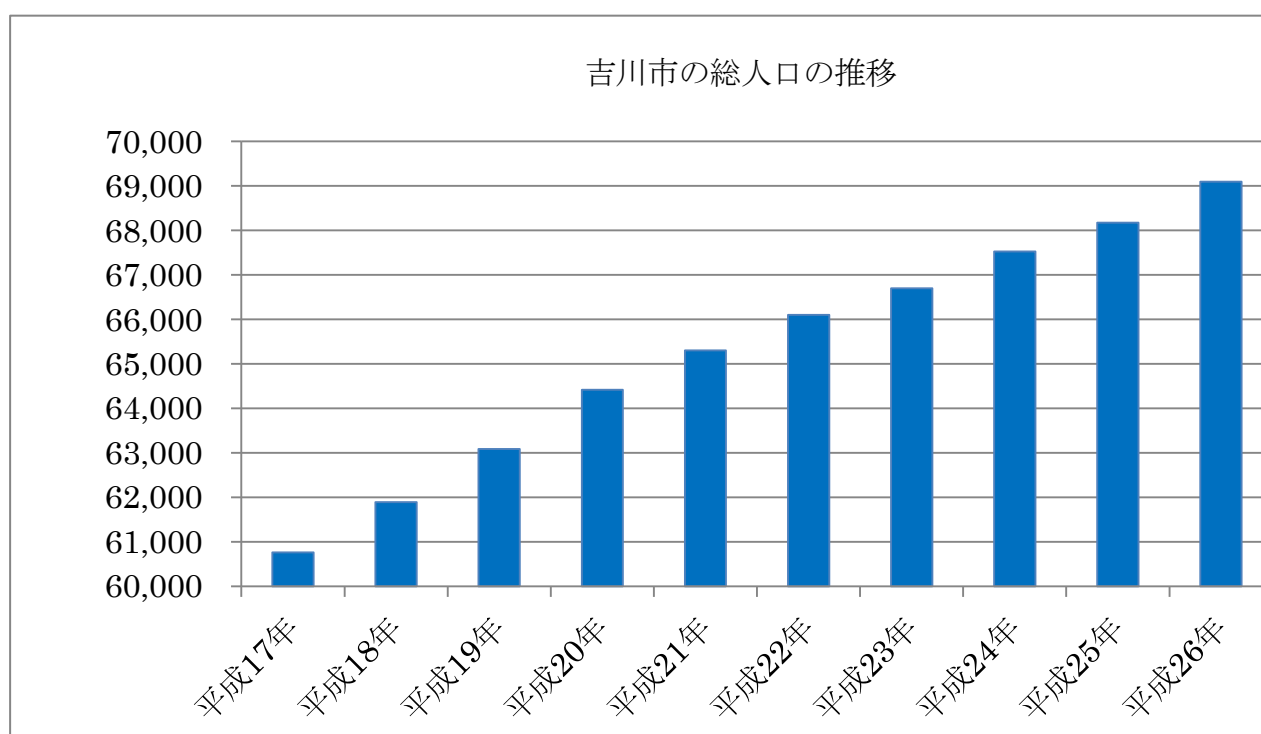
本市の人口は、毎年数百人単位で増加を続けています。本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業地への人口定着が見込まれることから、人口については今後も引き続き増加すると考えられます。

(単位：人)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
人口	60,760	61,888	63,083	64,419	65,305	66,100	66,702	67,525	68,174	69,093

※ 各年4月1日現在

資料：市民課



※ 各年4月1日現在

資料：市民課

(2) 児童人口の推移

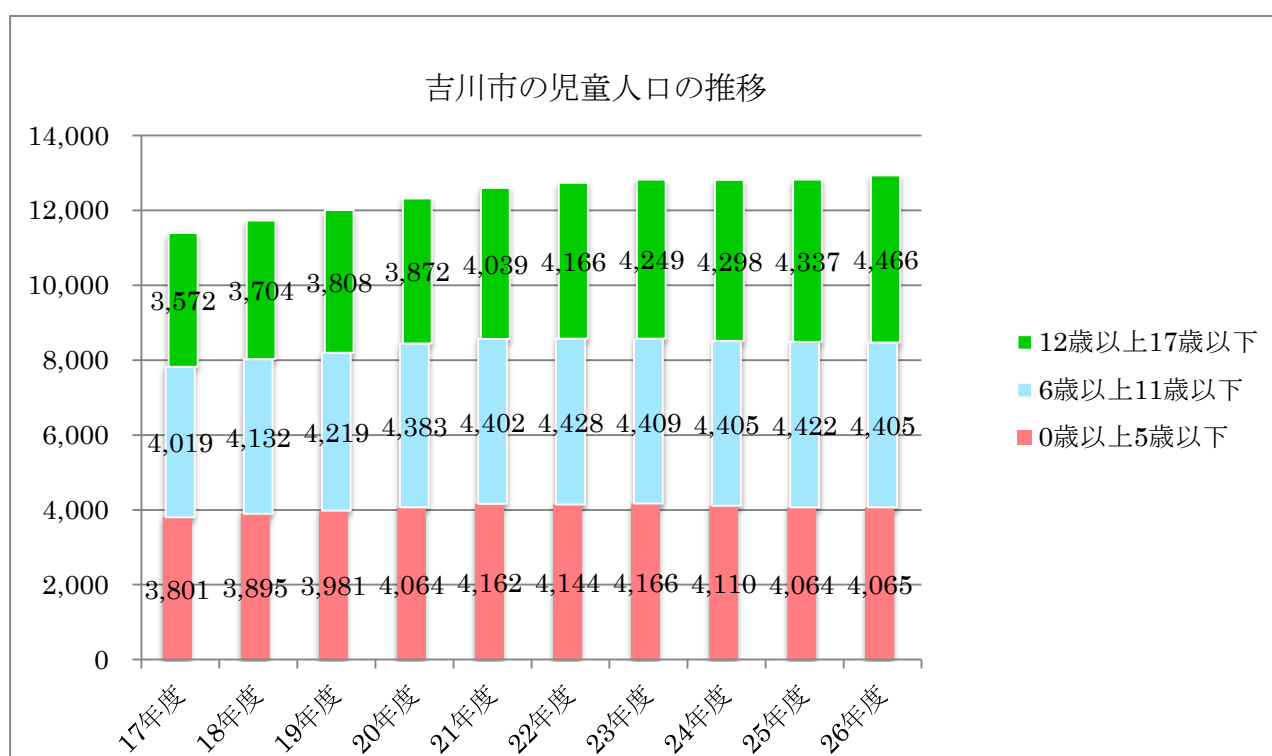
吉川市における児童人口については、0歳から11歳においては、ほぼ横ばいですが12歳から17歳においては増加の傾向が見られます。

(単位:人)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
0~5歳	3,801	3,895	3,981	4,064	4,162	4,144	4,166	4,110	4,064	4,065
6~11歳	4,019	4,132	4,219	4,383	4,402	4,428	4,409	4,405	4,422	4,405
12~17歳	3,572	3,704	3,808	3,874	4,039	4,166	4,249	4,298	4,337	4,466
合計	11,392	11,731	12,008	12,321	12,603	12,738	12,824	12,813	12,823	12,936

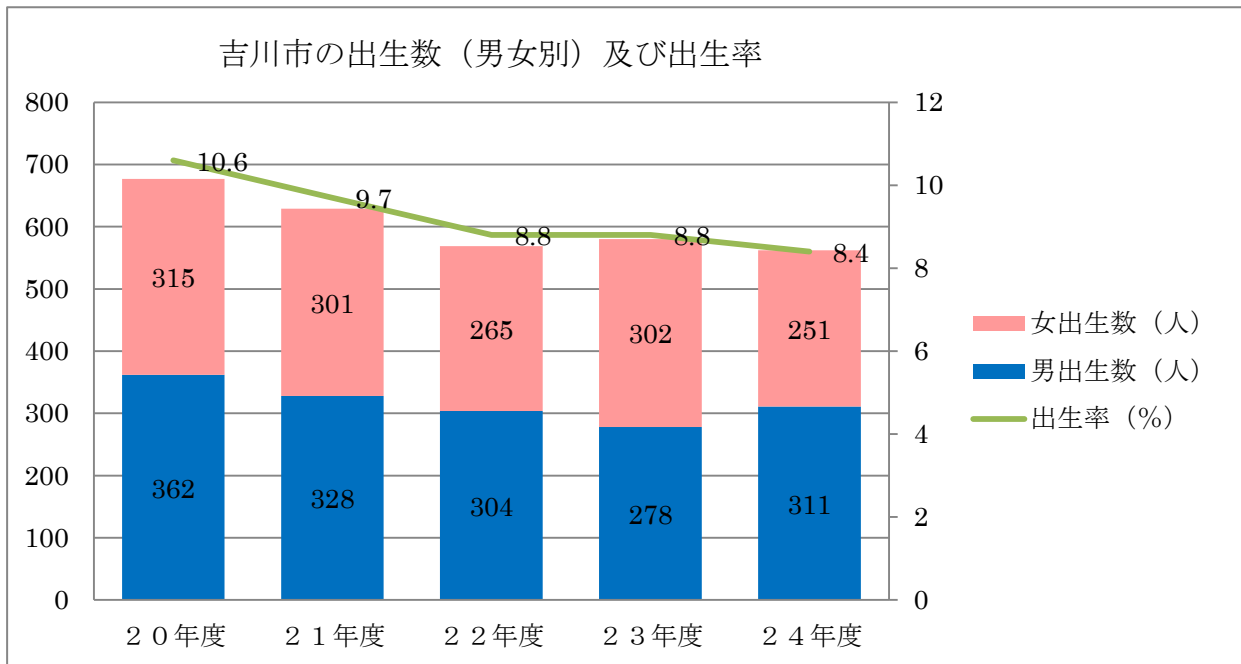
※ 各年4月1日現在（17年は1月1日）

資料：市民課



(3) 出生数、出生率の推移

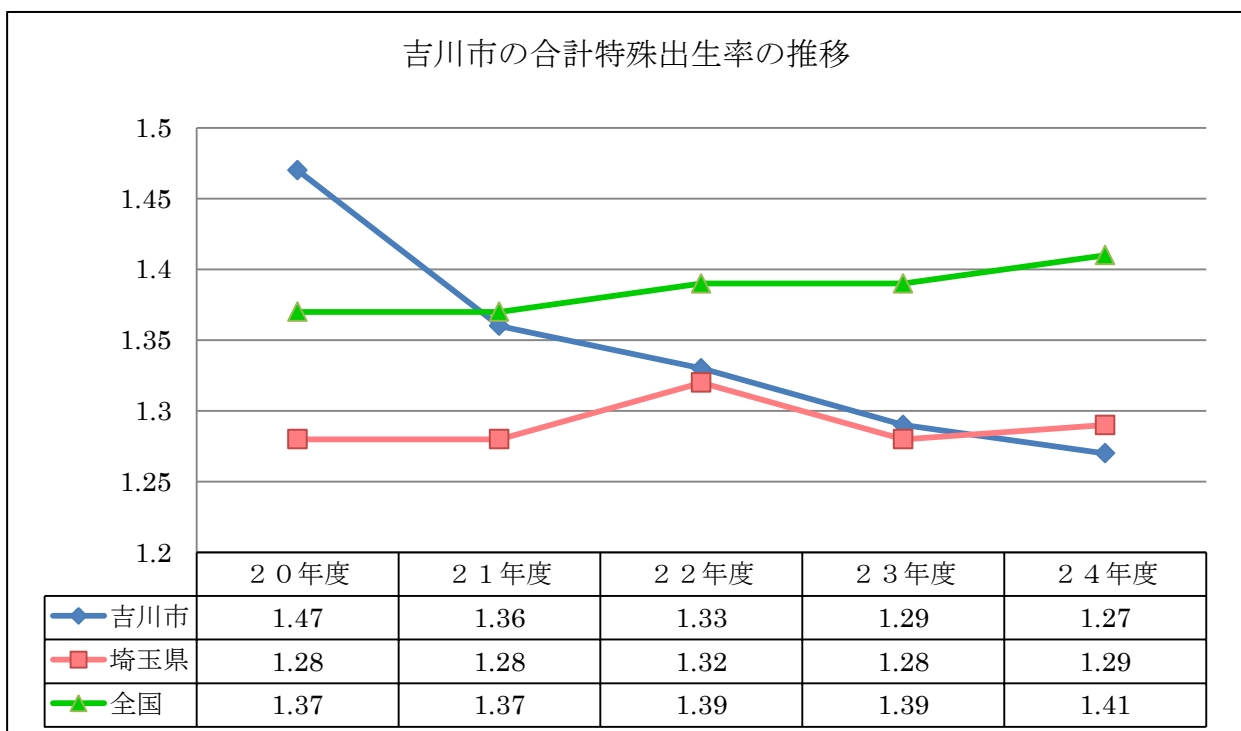
本市における過去5年間の出生数及び出生率の推移を見ると、減少傾向を見せています。



資料：埼玉県人口動態概況

(4) 合計特殊出生率の推移

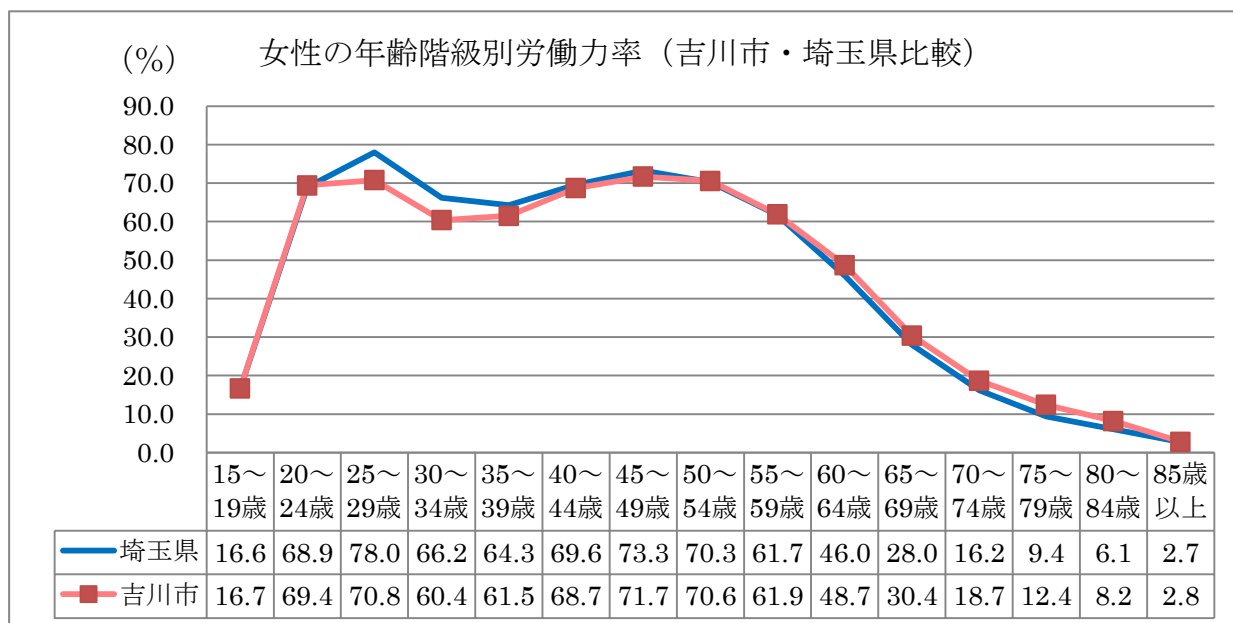
合計特殊出生率は、全国平均及び埼玉県平均が横ばいの傾向にある中、本市の過去5年間の推移を見ると、毎年減少しています。



資料：埼玉県人口動態概況

(5) 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

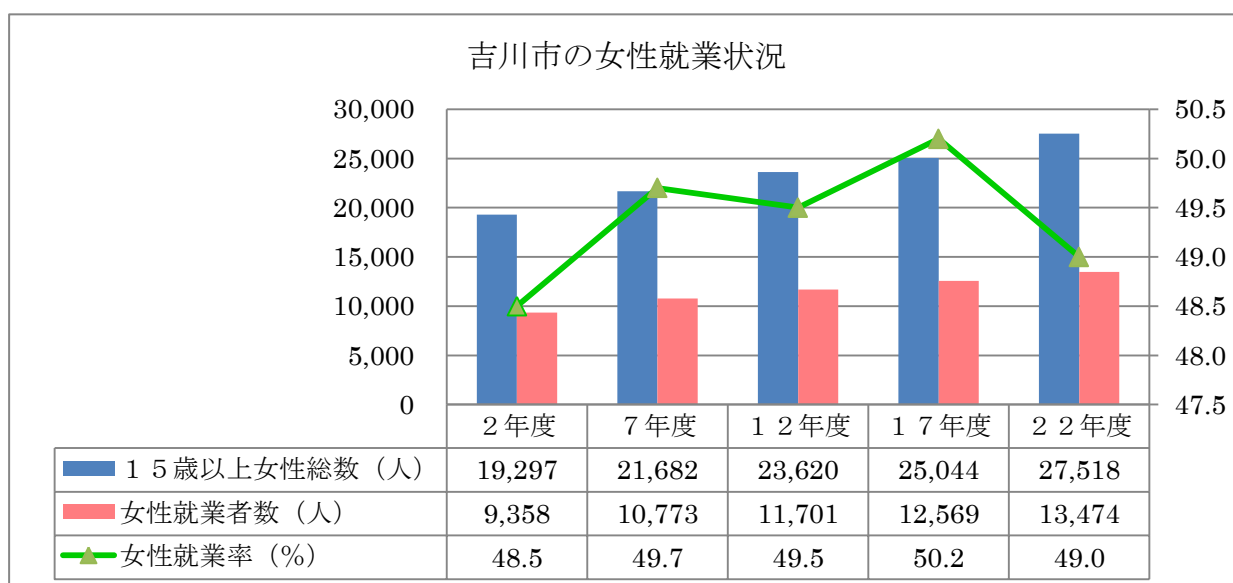
女性の年齢階級別労働力率は、特徴として、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。本市においては、埼玉県と比較すると、概ね同様の傾向が見られます。



資料：平成22年国勢調査

(6) 女性就業状況の推移

本市においては、15歳以上の女性総数及び女性就業者数は増加傾向にあります。一方で、女性就業率は平成17年度から平成22年度の5年間で減少しています。



資料：統計よしかわ「労働力人口」

【人口と出生の現状についてのまとめ】

本市では、総人口は年々増加しているものの児童人口においては、0歳から11歳についてはほぼ横ばい、出生数、合計特殊出生率については、減少傾向にあります。総人口における老年人口の比率³は、児童人口⁴を上回り、少子高齢化が進行していると言えます。

女性の就業状況については、就業者数は増えていますが就業率は減少しています。

³ 老年人口 20.12% (平成 26 年 4 月 1 日現在)

⁴ 児童人口 18.7% (平成 26 年 4 月 1 日現在)

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

ア 保育所

年々、保育所の入所希望児童数は増加しています。それに伴い、平成24年度には、2か所の保育所が開所しました。また、平成24年度からは、送迎保育を実施しています。

● 認可保育所等における利用者の推移（4月1日時点）

(単位：人)

保育所名	23年度	24年度	25年度
吉川市立第一保育所	93	87	85
吉川市立第二保育所	80	66	71
青葉保育園	113	112	109
吉川団地保育園	109	107	117
育暎保育園	100	102	107
吉川つばさ保育園	74	70	74
コビープリスクールよしかわ	96	98	91
コビープリスクールよしかわステーション	—	92	103
かほ保育園	—	47	65
管外委託（吉川市以外の保育所への通所）	7	9	10
計	672	789	830

● 家庭保育室における利用者の推移（4月1日時点）

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
家庭保育室	40	7	23

イ 幼児期の学校教育（幼稚園）

市内には、5か所の私立幼稚園があり、送迎バスも実施されており広域利用が図られています。

	23年度	24年度	25年度
園数（か所）	5	5	5
学級数	52	52	52
園児数（人）	1,455	1,455	1,412

(2) 地域子育て支援事業の現状

ア 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターの利用者は年々増加しており、実施事業についても利用者のニーズに応えられるよう工夫を重ねています。平成27年度からは、栄町子育て支援センターを週5日開所します。

	運営形態		年間開設日数	延べ利用者数 (大人・小人含む)
子育て支援センター	直営	週5日 フルタイム型	244日	6,781人
美南子育て支援センター	委託	週5日 5時間型	243日	12,904人
栄町子育て支援センター	委託	週3日 5時間型	151日	4,241人

※ 平成26年3月末

イ 一時預かり事業（月平均利用者数）

一時預かりについては、リフレッシュの理由で利用される方が増えています。

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
非定型	200	144	169
緊急型	10	14	14
リフレッシュ	5	9	22

ウ 延長保育事業

延長保育については、登録人数及び年間延べ利用人数がともに増加傾向にあり、利用者のニーズが高まっています。

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
登録人数（10月1日現在）	105	180	232
年間延べ利用人数	16,093	21,117	26,693

エ 病児・病後児保育事業

登録件数は、増加しているものの、利用人数は減少しています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
登録件数（4月1日現在）	405	521	681
延べ利用件数	403	384	325

オ 児童健全育成事業(学童保育室)

学童保育室の利用者数については、年々増加の傾向にありますが、地域によってばらつきが見られます。児童福祉法の改正により、平成27年度からは、対象児童が小学校6年生までに拡大されます。

(単位：人)

学童保育室名	23年度	24年度	25年度
関学童保育室	94	106	100
北谷学童保育室	54	57	50
吉川学童保育室	53	58	63
栄学童保育室	133	116	128
中曽根学童保育室	95	93	65
旭学童保育室	13	14	19
三輪野江学童保育室	25	18	29
美南学童保育室	—	—	42
計	467	462	496

※ 4月1日時点の利用者数

カ 子育て短期支援事業（児童ショートステイ事業）

吉川市では、これまで利用実績はありません。

キ 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児が対象となります。

平成26年度までは、訪問以外に健診等での面談を行い、状況を確認しているため、訪問者数が、乳児の人口数とは一致しません。

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
訪問者数	137	147	189

ク ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの活動件数は年々増加しています。特に、子どもの習い事等の場合の援助や学校の長期休業中の学童保育室への送りが多くなっています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
利用会員	400	429	452
提供会員	85	86	79
両方会員	83	99	97
活動件数	1,275	1,916	3,314

※3月末時点の会員数及び活動件数

ケ 妊婦健診の対象者数

妊婦健診の対象者となる妊娠の届出数は600件前後の数値で推移しています。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
妊娠の届出数	574	648	573

(3) その他の子育て支援の現状

ア こども発達センター

障がいのある子どもや発達障害を抱える子どもは、年々増加しています。それに伴い、こども発達センターへの通所希望も増加しています。

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
通所者数	1,825	1,739	1,907
理学療法	46	30	27
言語療法	218	279	268

イ 児童館ワンダーランド

児童館ワンダーランドの利用者については、同程度の人数で推移しています。

(単位：人)

年度	23年度	24年度	25年度	
開館日数	283日	284日	281日	
利用者数	総数	28,591	28,247	28,596
	内児童	22,518	22,146	23,860
	内大人	6,073	6,101	4,736
	1日当り	101	99	101

ウ ひとり親家庭に対する支援

相談については、離婚を前提に離婚後の生活について相談をする方が多くなっています。経済的な不安や子どものことについての相談を多く受けています。なお、DV相談については、吉川市配偶者暴力相談支援センターのDV相談へつなぐようになったため、平成24年度以降母子自立支援員の相談件数に計上していません。

● 母子自立支援員相談件数（重複あり）

（単位：人）

相談内容	23年度	24年度	25年度
住むところについて	38	38	12
健康・医療費	10	15	27
家庭内紛争	86	74	76
DV	10	0	0
離婚	118	123	122
生活	113	116	115
就労・資格取得	215	131	152
養育・保育・教育等	120	94	155
経済支援・生活支援	134	158	162
母子・寡婦資金貸付	7	4	3
合計	851	753	824

※ 各年度3月31日現在

資料：母子自立支援員相談指導結果報告書

エ 子どもの養育に対する支援

家庭児童相談員を中心として、子どもや家庭に関する相談を受けています。相談の内容に応じて、保護者の精神的なフォローを行ったり、専門機関へつないだりします。平成25年度は、前年度に比べ約1.8倍の相談件数があり、そのうち68%が児童虐待相談でした。

● 児童相談件数（実件数）

（単位：人）

相談内容		23年度	24年度	25年度
養護相談	児童虐待相談	22	28	53
	その他の相談	11	15	25
	保健相談	0	0	0

（単位：人）

相談内容		23年度	24年度	25年度
障がい相談	肢体不自由児相談	0	0	0
	視覚聴覚障害相談	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	0	4	3
	自閉症等相談	0	0	0
非行相談	虞犯行為等相談	0	0	0
	触法行為等相談	0	0	0
育成相談	性格行動相談	0	1	3
	不登校相談	1	3	8
	適正相談	0	0	0
	育児・しつけ相談	0	3	11
その他の相談		0	7	2
合計		34	62	97

※ 各年度3月31日現在

資料：福祉行政報告例

【子育て支援の現状についてのまとめ】

- ・家庭環境や保護者の雇用形態の多様化に伴い、保育サービスへの需要は高まっています。
- ・地域子育て支援拠点事業については、対象者への周知が図られてきたこと、活動内容の充実を進めてきたことにより、身近な相談場所、交流場所として定着しています。
- ・支援を必要とする児童や子育て家庭の相談については、件数の増加だけでなく内容が複雑化してきているため、スムーズな支援を行うためにも、関係機関の連携は、重要なものとなってきています。

3 ニーズ調査

(1) 目的

子ども・子育て支援法に基づき定める「吉川市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援に関して、今後の利用希望等を踏まえて策定することとなっています。そのため、これら状況を把握するため、本調査を行いました。

(2) 実施期間

平成25年11月1日から11月22日

(3) 実施方法

郵送配布、郵送回収

(4) 対象等

区分	就学前児童	小学生児童
調査対象	0歳から就学前までの市民	小学校1年生から4年生
標本数(票)	1,500	1,500
回収数(票)	820	783
回収率	54.7%	52.2%

※ 住民基本台帳による無作為抽出による

(5) 内容

ニーズ調査の詳細な内容については、巻末資料参照。

【ニーズ調査についてのまとめ】

- ・保育事業については、就労状況、今後の入所希望などを分析した結果、潜在ニーズが高いことが推測されます。
- ・地域子育て支援事業については、0歳から2歳の方の利用が多く、在宅で子どもを抱えた保護者の利用が高いと推測されます。
- ・子育ての各分野への満足度については「子育てしやすい住居・まちの環境」が最も高くなっています。「満足している」層が半数を超えているのは、「子どもと母親の健康」「子どもの教育環境」の3分野でした。「どちらかといえば不満」「不満」を合わせた「不満を感じている」層は、「犯罪・事故の軽減」「仕事と家庭の両立」「子どもの活動拠点」などで高くなっています。

4 子ども・子育てに関する課題

(1) 子育てに関すること

- ア 妊娠・出産・子育てについて継続した支援を行うこと。
- イ さまざまな生き方、働き方をしている保護者を支援できる環境を整備すること。
- ウ 障がいのある子どもや発達障害を抱える子どもに対する支援の充実を図ること。
- エ 増加する児童虐待について、早期発見・早期対応のための支援体制を充実していくこと。

(2) 地域に関すること

- ア 子育てが孤立したものにならないように、地域の中で相談できるための環境を整備すること。
- イ 子どもの成長を地域で見守る活動について支援していくこと。



第3章 計画の基本理念

基本理念

子育てに対する不安や孤立感を減らすために

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

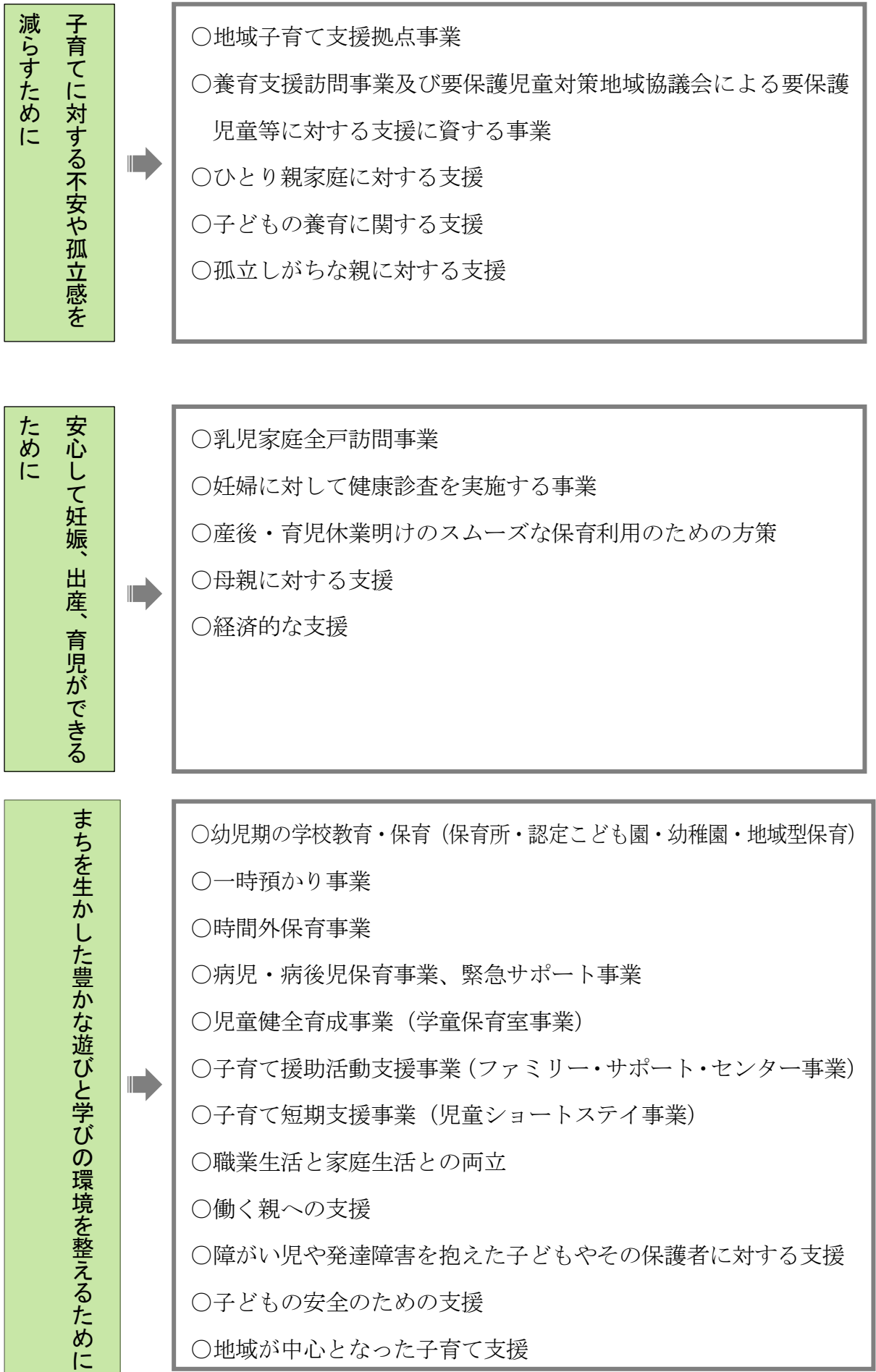
まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。



第4章 施策の展開

1 施策体系



2 教育・保育提供区域

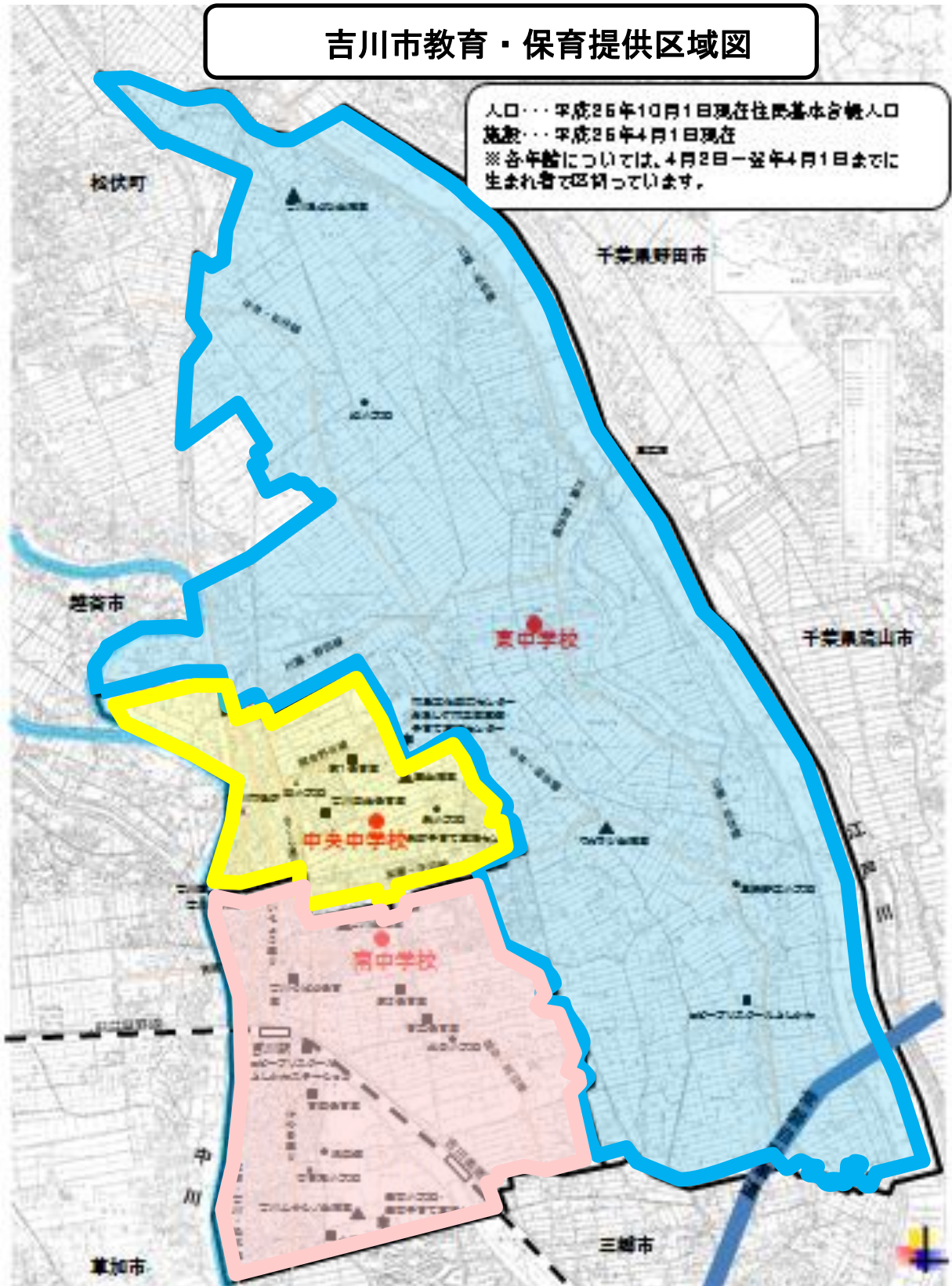
吉川市は、面積31.62キロ平方メートル、東西4.2キロメートル、南北8.0キロメートルに広がっています。市の南西部に位置するJR武蔵野線吉川駅や南東部に開業された吉川美南駅を中心に、住宅などが整備され、人口の増加が見込まれています。また、市の北部や東部の一帯は、市街化調整区域として指定されており、田や畑などの土地利用がされています。こうした地域性は、家族形態や働き方にも影響を与えています。区域設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給ができていないかを計画の中で客観的に見ていくためのものであり、設定をするにあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案することが必要となります。

吉川市では、中学校区を教育・保育提供区域として設定します。この区域については、利用者がこの区域の範囲でサービスを受けなければならないというものではありません。

各中学校区の特色

中学校区	特色			
東中学校区	児童数は、ほかの区域と比較し、最も少ない区域である。区域内面積は、1番広く、市内南北に区域が広がっていることが特徴である。	児童数	未就学児	609人
			就学児	877人
			計	1,486人
中央中学校区	児童数は南中学校区域に次いで2番目である。土地区画整理事業は施行中であることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	児童数	未就学児	1,509人
			就学児	1,731人
			計	3,240人
南中学校区	3つの区域の中で、最も児童数が多い区域である。土地区画整理事業は完了しているものの、住宅等の整備が進行していることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	児童数	未就学児	2,237人
			就学児	1,779人
			計	4,016人

吉川市教育・保育提供区域図



3 幼児期の学校教育・保育

幼児期の学校教育・保育の量の見込と提供体制の確保の内容及びその実施時期

吉川市では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めています。なお、現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況に、利用希望等を踏まえて以下の区分で設定し、各中学校区の特徴を踏まえた量の見込み及び提供体制の確保を行います。

(1) 保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育)

(2) 中学校区域別の幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保

ア 全体

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,385人	人	人	1,363人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	人	人	1,745人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			人			人
②-①		360人	人	人	382人	人	人

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,329人	人	人	1,298人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	人	人	1,745人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			人			人
②-①		416人	人	人	447人	人	人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,271人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			人
②-①		474人	人	人

イ 中学校区域別

(1) 東中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		470人	人	人	462人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人	645人	55人	35人
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人			0人
②-①		175人	人	人	183人	人	人

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		451人	人	人	440人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人	645人	55人	35人
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人			0人
②-①		194人	人	人	205人	人	人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		431人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人
②-①		214人	人	人

(2) 中央中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		223人	人	人	219人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人	450人	138人	72人
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人			19人
②-①		227人	人	人	231人	人	人

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		214人	人	人	209人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人	450人	138人	72人
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人			19人
②-①		236人	人	人	241人	人	人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		205人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人
②-①		245人	人	人

(3) 南中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		692人	人	人	682人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	人	人	650人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			38人			38人
②-①		▲42人	人	人	▲32人	人	人

		3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		664人	人	人	649人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	人	人	650人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			38人			38人
②-①		▲14人	人	人	1人	人	人

		5年目（平成31年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み (必要利用定員総数)		635人	人	人
② 確保の内容	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	人	人
	地域型保育事業 (小規模保育)			38人
②-①		15人	人	人

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、男女共同参画社会の視点であるワーク・ライフ・バランスを配慮し、特に子育て期の保護者が働きやすい環境の整備を進めるため、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、ニーズ調査等による顕在、潜在ニーズ量の把握と子育て支援施策の課題分析をもとに、誰もが使いやすい支援となるように子ども・子育て支援事業を検討し、設定しています。

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域における子育てを支援するため、地域の身近な場所に子育て支援センターを設置し、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

▶ 中学校区域別の地域子育て支援拠点事業の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域（該当支援センター：子育て支援センター）

(単位：延人数)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	3,721人	3,634人	3,579人	3,532人	3,507人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

イ 中央中学校区域（該当支援センター：栄町子育て支援センター）

(単位：延人数)

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	2,252人	2,200人	2,166人	2,137人	2,123人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

ウ 南中学校区域（該当支援センター：美南子育て支援センター）

（単位：延人数）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	6,970人	6,808人	6,704人	6,615人	6,569人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業は、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中（春・夏・冬休みなど）に、在園児を対象として教育活動を行う事業です。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域

（単位：延人数）

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	2,701人	2,657人	2,592人	2,530人	2,478人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	2,701人	2,701人	2,701人	2,701人	2,701人

イ 中央中学校区域

（単位：延人数）

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	5,516人	5,427人	5,293人	5,168人	5,060人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	5,516人	5,516人	5,516人	5,516人	5,516人

ウ 南中学校区域

(単位：延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	1号認定による利用	5,155人	5,071人	4,947人	4,829人	4,729人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型)	5,155人	5,155人	5,155人	5,155人	5,155人

(3) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域（該当保育施設：コピープリスクール）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	10人	10人	9人	9人	9人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

イ 中央中学校区域（該当保育施設：第一保育所、吉川団地保育園）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	77人	75人	74人	73人	72人
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

ウ 南中学校区域（該当保育施設：第二保育所、青葉保育園、育暎保育園、吉川つばさ保育園、コピーステーション、かほ保育園）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	150人	148人	145人	142人	140人
確保の内容	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(4) 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業

病児・病後児保育事業は、保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭にて保育できない病気または病気回復期にある生後3か月から小学校3年生までの児童を看護師・保育士等が一時的に預かる事業です。

また、緊急サポート事業は、緊急性を伴う預かりを会員同士の相互の助け合いで行う事業です。利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業の量の見込及び確保の内容 (単位: 延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み		2,184人	2,181人	2,157人	2,126人	2,089人
確保の内容	病児・病後児保育事業	2,060人	2,057人	2,033人	2,002人	1,965人
	緊急サポート事業	124人	124人	124人	124人	124人

(5) 放課後児童健全育成事業（学童保育室事業）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 中学校区域別の放課後児童健全育成事業（学童保育室事業）の量の見込及び確保の内容

ア 東中学校区域（該当学童：旭学童、三輪野江学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	人	人	人	人	人
② 確保の内容	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人
②-①	人	人	人	人	人

イ 中央中学校区域（該当学童：栄学童、関学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	人	人	人	人	人
② 確保の内容	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人	2か所 クラス 人
②-①	人	人	人	人	人

ウ 南中学校区域（該当学童：吉川学童、北谷学童、中曽根学童、美南学童）

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
① 量の見込み	人	人	人	人	人
② 確保の内容	4か所 クラス 人	4か所 クラス 人	4か所 クラス 人	4か所 クラス 人	4か所 クラス 人
②-①	人	人	人	人	人

(6) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）が相互援助活動を行う事業です。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の社会的事由により、乳幼児の養育が一時的に困難な状態になった場合に利用できる事業です。

幼稚園型を除いた一時預かり事業による対応の可能性や利用希望を勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

▶ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の量の見込及び確保の内容
(単位：延人数)

		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み		3,114人	3,234人	3,355人	3,482人	3,616人
確保の内容	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	517人	509人	496人	484人	474人
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2,505人	2,635人	2,770人	2,910人	3,055人
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	92人	90人	89人	88人	87人

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行う事業です。各年度の人口推計を量の見込みとして目標を設定しています。

➤ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込及び確保の内容

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	562人	546人	543人	540人	537人
確保の内容	実施体制：母子保健事業の新生児訪問や未熟児訪問と合わせながら、保・助産師・看護師の11人体制で訪問を実施。				

(8) 妊婦に対して健康審査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦健診事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されており、母子保健の向上を図ることを目的に実施している事業です。妊娠届の状況から勘案して、適切と考えられる目標を設定しています。

➤ 妊婦健診事業の量の見込及び確保の内容

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	547人	532人	529人	526人	523人
確保の内容	妊娠届出時に、保健師等と面接しながら健康診査の受診券を発行し、受診勧奨を行う。				

(9) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、児童福祉法第6条で規定された事業であり、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための事業です。

また、要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の規定に基づき、本市が設置している協議会であり、虐待を受けている子どもや養育に問題があると思われる子どもの早期発見や適切な保護を目的としています。

養育支援が必要と考えられる児童及び要保護児童対策地域協議会で継続した支援が必要と思われる児童数を勘案して適切と考えられる目標を設定しています。

➤ **養育支援訪問事業の量の見込及び確保の内容**

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
確保の内容	実施体制：10人体制で指導助言等の訪問を実施（保健師、助産師）。				

➤ **その他要支援児童の支援に資する事業の量の見込及び確保の内容**

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	要保護児童対策地域協議会と連携し、訪問等を実施。				

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

就学前の子どもに関する学校教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨及びニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の設置及び移行について、これを促進していきます。

小規模保育についても、3歳児以降については、連携施設の設定を行い、スムーズな移行を目指します。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）については、「保幼小連絡協議会」をベースとして、情報交換や関係職員の力量を一層向上させスムーズな就学が可能になることを目指します。

6 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

ニーズ調査では、1歳になった時に必ず利用できる事業があれば、未就学児の保護者の88.9%の方が育児休業を取得したいと考えているとの結果がありました。0歳児の子どもが、保育所への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、希望する育児休業期間を途中で切り上げたりすることがないように、休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者に対して、きめ細かい情報提供などを行うとともに、1歳児や2歳児の低年齢児の待機児童を解消するための施設や認定こども園への移行などを

促進していきます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する埼玉県や関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

(1) 障がい児などの特別な支援を必要とする子どもについての連携

埼玉県が行う発達支援に関係する様々な研修に積極的に参加することにより、関係職員の能力向上に努め、県が実施する発達支援事業への取り組みについての理解を図るとともに、市の障がい児施策を充実させます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ア 埼玉県が行っている母子・父子家庭のための貸付制度の利用について、身近な市役所が会場となって相談を受けられるよう、連絡調整や場所の提供を行います。

イ 母子・父子自立支援員を中心として、ひとり親家庭の暮らしや生活に関する様々な相談、また就業に向けての支援などひとり親家庭に対する支援策の充実を図ります。

ウ ひとり親家庭等医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 児童虐待防止のための関係機関との連携

児童虐待が疑われる通報があった場合に、市のケースワーカーと専門的機関である児童相談所のケースワーカーとが情報を共有しながら、それぞれの役割を踏まえて連携・協力をしながら対応していきます。また、要保護児童対策地域協議会において、市が抱える困難ケースに関し、児童相談所、保健所、警察などの専門的な立場からの助言指導を受け、適切な支援を行います。

8 職業生活と家庭生活との両立

市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、埼玉県や地域企業、地域団体等の連携をとりながら、啓発に努めていきます。

9 その他の子ども・子育て支援に関する取組

(1) 孤立しがちな親に対する支援

育児に不安を抱えていても、相談ができるような人が身近にいないため、地域で孤立してしまっている（転入などで周りに知り合いがいない、育児に追われて地域に出

ていくことができず引きこもりがちになってしまう)方などを対象に、研修を受けたボランティアが家庭訪問をするホームスタート事業を展開しています。対象は、未就学児のいる家庭です。

(2) 働く親への支援

子育てと仕事の両立を応援するために、朝と夕方に市内の全認可保育園を結ぶバスを運行し、朝7時から夜8時(日中は在籍保育所にて保育)まで、駅近くの保育所にて保育を行います。

(3) 母親に対する支援

ア 若い世代から生活習慣病を予防するために、保健センターで行う集団検診に託児室を設け、子育て中の母親が受診しやすい環境を整備します。

イ 妊娠中に行われる母親学級(両親学級)を経て、出産後は育児グループとして集まる子育て中の母親を支援します。

ウ 精神疾患を抱えた子育て中の母親たちが、日ごろの子育てのやりがいや困難を語り合い自分自身の病気などについて自由におしゃべりをし、子育ての不安が解消できるように「子育てメンタルヘルスサロン」を開催します。

エ 「ことばが遅い?」「じっとしてられない」「こだわり」「引っ込み思案」などお子さんの発達に不安を感じている母親を対象に、「メンタルヘルス子育て講座」を開催します。

(4) 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

ア 療育

こども発達センターを中心として、子どもの障がいに対し広い支援を実施します。また、保育入所を希望する子どもについては、障がい児保育審査会を経て、加配保育士などの対応により、受け入れを行います。

※ こども発達センター

こども発達センターでの療育を希望する児童、また療育が適切と思われる児童が、障がいや能力に応じた適切な療育を受けることができるよう、施設を新設し機能の拡充を図っていきます。

イ 保護者に対する支援

障がい児や発達障害を抱えた子どもを持つ親を対象とした子育てグループを支援し、子育ての苦労や不安を共有し、負担感を軽減します。

(5) 子どもの養育に対する支援

ア 家庭児童相談

家庭児童相談員を中心として、子どもや家庭に関する相談の充実を図ります。

イ 児童虐待防止に関する支援

(1) コモンセンスペアレンティング

コモンセンスペアレンティング（C S P）のプログラムを通して、子どもに対して、暴力や暴言による虐待を行ってしまう親に対し、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を伝え、虐待の予防や回復を目指します。

(2) オレンジリボンキャンペーン（虐待防止キャンペーン）

虐待防止に向けて、虐待防止のシンボルであるオレンジリボンキャンペーンなどを展開し、市民の方に児童虐待を広く周知していきます。

(6) 経済的な支援

子ども医療費制度により子育て世帯の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(7) 子どもの安全のための支援

ア 子ども 110 番の家

子どもの身を守るために、協力依頼に基づき、地域の一般事業所や家庭を「子ども 110 番の家」として、危険に遭遇した時の避難場所とします。

イ 子どもの見守り活動の推進

行政、警察、学校に加え、地域や保護者と協働し、子ども達が犯罪等に巻き込まれることを防ぐため、次の活動を行います。

(1) 子ども達の下校に合わせ、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図ります。

(2) 広報よしかわ等により市民へ子どもの見守り活動の啓発を行います。

(3) 自主防犯活動団体や自治会へパトロール用具を配布し、自主防犯活動の推進を行います。

(4) 青色回転等防犯パトロール車を貸出し、学校の登下校や夜間にパトロールを実施します。

(8) 地域が中心となった子育て支援

子ども達の健やかな成長と故郷を愛する心を養うとともに、地域の子どもは地域で育てるため、夏休みなどに、地域の子ども達に集会所などを開放し、「寺子屋」として、あらゆる世代の人々が、遊びや勉強を通して交流します。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、子育て支援団体、学校、市民と連携して取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について、この計画で掲げた事業の目標値や確保方策などについて、定期的に点検・評価します。

また、児童福祉審議会を開催し、本計画の進捗状況について定期的に検証するとともに、その内容を公表します。

※ その他、計画に掲載する資料等

【冒頭】

- ・ 市長あいさつ

【巻末資料】

- ・ ニーズ調査概要及び結果
- ・ 吉川市児童福祉審議会関係資料（名簿、条例等）
- ・ 計画策定体制